

第22期 農業委員・農地利用最適化推進委員 を募集します。

【提出先・問い合わせ】農業委員会事務局 ☎ 85-6128

町では、令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員11名、農地利用最適化推進委員5名を募集します。

推薦または応募により、農業委員は、町議会同意を得ての町長の任命、農地利用最適化推進委員は、農業委員会からの委嘱となります。

各委員は法律に基づき、担い手への農地利用の集積集約化の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農・企業などの農業参入の支援を行う「農地等の利用の最適化の

推進」を行うこととなります。

なお、「農地利用最適化推進委員」は担当する地区内での活動になります。地区および区域は下記のとおりです。

地区名	その地区の区域
蚕桑地区	東高玉区、西高玉区、東横田尻区、西横田尻区、山口区
鮎貝地区	鮎貝区、高岡区、深山区
荒砥・十王地区	荒砥第1区、荒砥第2区、仲町区、貝生区、菖蒲区、下山区、佐野原区、大瀬区、十王区
鷹山地区	萩野区、滝野区、中山区
東根地区	浅立区、広野区、小山沢区、町下区、杉沢区

▼農業委員、農地利用最適化推進委員募集の概要

	農業委員	農地利用最適化推進委員
応募資格	農業に関する識見がある方で、農地利用最適化の推進や、農業委員会に属する事項に関する業務を適正に行うことができる方	農地利用最適化の推進に熱意と識見があり、担当地区内で農地利用最適化の推進活動ができる方
主な活動内容	総会における議決（原則月1回） ・農地の売買、貸し借りの許可や転用に関する審議など	必要に応じて総会への出席
	農地利用最適化推進委員と連携して担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消などの活動	担当区内において担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消などの活動
	農地法に係る調査	農業委員と同じ（担当地区内）
	農地パトロール（随時） 利用状況・利用意向調査（年1回）	農業委員と同じ（担当地区内）
	人・農地プランへの参加	農業委員と同じ（担当地区内）
	各種会議・研修会への参加	農業委員と同じ
任期	3年（令和2年7月20日から令和5年7月19日）	委嘱日（令和2年7月20日以降）から令和5年7月19日
報酬	町の規定に基づき支給	
定数	11名（認定農業者が過半数を占めることなど法的要件があります。）	5名（担当地区ごとに1名）
推薦・応募方法	推薦または応募の届出用紙を農業委員会事務局に提出してください。 郵送の場合は期間内必着です。 届出用紙は農業委員会事務局窓口または町のホームページからダウンロードできます。	
推薦・応募期間	3月30日（月）から4月30日（木）※土、日、祝日除く	
任命・委嘱	町議会の同意を得て町長が任命	農業委員会が委嘱
公表	募集期間の中間および結果を町ホームページなどで公表します。公表内容は、推薦または応募された方の氏名、年齢、地区名などのほか、その人数となります。	

学生さんは
要チェック！！

国民年金 からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●対象 学校教育法に規定する大学（大学院）短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、本人の前年所

得が次の計算式で計算した金額以下である方
[所得の目安]

118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

●承認期間 4月～翌年3月

※承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに日本年金機構から再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえ返送ください。

ココに注目！

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和元年度（平成31年度）に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が、日本年金機構より送付されます。

同一の学校に在学されている方は、当はがきに必要事項を記入して返送いただくこ

とにより、令和2年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）。

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、年金事務所で納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、年金事務所にお問い合わせください。

もし、年金を受けている方が
所在不明になったら…

届出が必要です。

- ▷年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先は年金事務所です。
- ▷お届けいただいた後に受給権者本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時的に止まります。
- ▷年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金の受取りを再開するための手続きが必要になります。年金事務所にご連絡をお願いします。

*年金事務所で年金請求などの相談をする場合は、事前予約が便利です（☎0570-05-4890）。

*白鷹町を会場に来年度も移動年金相談（予約）が開かれます。場所、時間など詳しい内容は、決定したい広報誌などでお知らせします。

[相談日]

6月17日(水)・9月16日(水)・
12月16日(水)・3月17日(水)

*4月からの国民年金保険料は、月額16,540円になります。

ちょっと
プラスな
情報です